

# JIS

## IT アセットマネジメントー 第 3 部：権利スキーマ

JIS X 0164-3 : 2019  
(ISO/IEC 19770-3 : 2016)  
(IP SJ/JSA)

平成 31 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩 淵 幸 吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内 田 富 雄	一般財団法人日本規格協会
	江 崎 正	IEC/SMB 日本代表委員 (ソニー株式会社)
	酒 井 祐 之	一般社団法人電気学会
	住 谷 淳 吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田 中 一 彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋 爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平 田 真 幸	IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)
	水 本 哲 弥	東京工業大学
	山 根 香 織	主婦連合会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 31.3.20

官 報 公 示：平成 31.3.20

原 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3431-2808)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	3
3 用語, 定義及び略語	3
3.1 主要な概念用語及び定義	3
3.2 略語及び頭字語	9
4 適合	9
4.1 概要	9
4.2 製品適合	9
4.3 組織適合	10
5 相互運用性	10
5.1 概要及び概念	10
5.2 Ent 識別子—<entId>	11
5.3 使用例の概要	11
5.4 Ent タイプ	15
5.5 追加 Ent タイプ	16
5.6 識別子の一意性	17
6 Ent 導入プロセス	19
6.1 一般	19
6.2 Ent 生成者	19
6.3 Ent の信頼性	19
6.4 Ent の真正性	19
6.5 Ent のファイル名	20
6.6 Ent ストレージ	20
6.7 Ent リカバリ	20
7 ツールの考察	20
7.1 単純なツール使用の柔軟性	20
7.2 専門家ツールの使用	21
8 権利ファイルデータの使用	21
8.1 概要	21
8.2 要求される最小限の Ent データ	22
8.3 XML 命名規則	22
8.4 言語機能	22
8.5 要素構造	22
8.6 データ定義	23

	ページ
8.7 属性値の定義 .....	37
8.8 NMTOKEN 及び NMTOKENS .....	44
附属書 A (規定) XML スキーマの定義 (XSD) .....	45
附属書 B (参考) UML 及び XML 文書 .....	47
附属書 C (参考) Ent の例 .....	52
参考文献 .....	58
解 説 .....	59

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人情報処理学会（IPSI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS X 0164** の規格群には、次に示す部編成がある。

- JIS X 0164-1** IT アセットマネジメント－第 1 部：IT アセットマネジメントシステム－要求事項
- JIS X 0164-2** ソフトウェア資産管理－第 2 部：ソフトウェア識別タグ
- JIS X 0164-3** IT アセットマネジメント－第 3 部：権利スキーマ
- JIS X 0164-4** IT アセットマネジメント－第 4 部：資源利用測定

白 紙

# IT アセットマネジメント—第 3 部：権利スキーマ

## IT asset management—Part 3: Entitlement schema

### 序文

この規格は、2016 年に第 1 版として発行された ISO/IEC 19770-3 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、利用する権利、制限及び測定法を含むソフトウェア使用权の詳細をカプセル化するスキーマの技術的な定義を提供する。

この規格の主要な目的は、次の二つである。

- a) 資格の権利、制限及び測定法を記述するときに使う共通の専門用語の基準を定義する。
- b) ソフトウェアのライセンスに付与する権利、制限及び測定法の効果的な記述のスキーマを定義する。

権利スキーマ (Ent) で定義する仕様は、ライセンスの権利及び制限の遵守を確かなものにする助けとして、また、ライセンス使用を最適化し、かつ、コストをマネジメントするために使用できる。Ent 生成者は、自動処理を可能とするデータを定義することが推奨されるが、そのデータが自動計測されることは必須としない。データ構造は、ソフトウェアライセンスの合意事項に含まれるいかなる種類の契約条件にも対応できることが意図されている。

この規格は、JIS X 0164-1 で定義されるソフトウェアアセットマネジメント (SAM) プロセスを支援する。また、JIS X 0164-2 で定義されるソフトウェア識別タグと協調するように設計されている。ソフトウェア使用权の分野での標準化は、統一された形式、測定可能なデータを SAM 実践のライセンス遵守、及びライセンス最適化の両プロセスのために提供する。

この規格は、ソフトウェアアセットマネジメント又は Ent に関連するプロセスのための要求事項又は推奨事項を規定しない。ソフトウェアアセットマネジメントプロセスは、JIS X 0164-1 の適用範囲である。

この規格は、次のような実用的な原則を念頭に開発されている。

- **過去の権利情報が最大限利用可能である** Ent 又はソフトウェア権利スキーマは、既存の権利情報で最大限利用可能であり、全ての今までのライセンス取引を含めることを意図している。仕様は、権利プロセス及び実践において、改良のための多くの機会を提供している一方で、Ent レコードでコード化することを妨げないで既存のライセンス取引を扱うことを可能にしている。
- **JIS X 0164-2 と最大限可能な限りの協調をする** この規格は、JIS X 0164-2 (ソフトウェア識別タグ) と密接に協調することを目指している。これは、理解及びそれらの共同使用を容易にする。

この標準化されたスキーマが、ソフトウェア及びソフトウェア使用权の生成、ライセンス処理、配付、リリース、インストール及びマネジメントの推進に関わる全てのステークホルダーに恩恵を与えることを意図している。

- Ent を提供するソフトウェアライセンス提供者の便益には、次のものが含まれるが、これらに限定さ